

# 事業系ごみ

## 適正処理マニュアル

事業系ごみを  
ごみステーションに出すことはできません！！

事業系ごみの適正処理に御協力をお願いいたします。

### 目次

1	宇都宮市の取組	2
2	事業者の責務	3
3	事業系ごみの適正処理について	4
4	市への報告書類について	14
5	事業系ごみの分け方	15
6	事業系ごみの減量化・資源化	18
7	適正処理の取組事例	22



もったいない係長 ミヤリー

## 広告掲載欄

## 広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。

なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。

# 1 宇都宮市の取組

## 宇都宮市は「ゼロカーボンシティ」を目指します！

本市では、2021年9月に、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。目標を達成するため、2030年までに、2013年と比べて50%のCO<sub>2</sub>削減を目指します。事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

大胆に！

か え る

温室効果ガスが日常のあらゆる場面から排出されていることを意識して、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルへ日々の行動を変えよう

もっと！

つ く る

環境にやさしい再生可能エネルギーをつくり、そして使おう

みんなで！

育 て る

脱炭素社会にふさわしいまちになるために本市の資源であるNCC、人材、緑、技術、パートナーシップなどをさらに育て、活用しよう

### ◆なぜごみを減らさないといけないのか？

ごみの処理には、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけではなく、ごみの運搬など、多くのエネルギーが使われ、多くのCO<sub>2</sub>が排出されています。

### ◆ごみの減量化・資源化によるメリット

① 処理コストの削減

ごみを削減することで、処理費用の削減につながります。

② 企業のイメージアップ

ごみの減量化・資源化に取り組むことは、環境問題に積極的に取り組む企業としてイメージアップにつながるとともに、「SDGs」のゴール12「つくる責任・つかう責任」の達成にも資することになります。



ごみを減らすためには、下記の3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブル行動を推進することが必要です。

Reduce

【ごみを減らす】

3R

Recycle

【資源として  
再利用する】

Reuse

【繰り返し使う】



Renewable

【再生可能な資源に  
置き換える】

## 2 事業者の責務

事業者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で次のような責務があると定められています。

- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。
- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。
- ・ 物の製造、加工、販売に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。
- ・ 廃棄物の減量や適正処理について国や地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。

特に、産業廃棄物においては、その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は、排出事業者が負わなくてはなりません。

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### 【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例】（抜粋）

（事業者の責務）

第1条の4 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量するとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2, 3（略）

（事業系一般廃棄物の処理）

第3条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者に運搬させ、若しくは一般廃棄物の処分を業として行う者に処分させなければならない。

（廃棄物の受入基準等）

第6条 占有者等又は事業者（占有者等又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。）は、廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者等又は事業者が前項の受入基準に従わないときは、搬入しようとする廃棄物の受入れを拒否することができる。

### ※ 搬入拒否

廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする場合、市で定める受入基準に従わないときは、受入れを拒否します。

（宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項）



### 3 事業系ごみの適正処理について

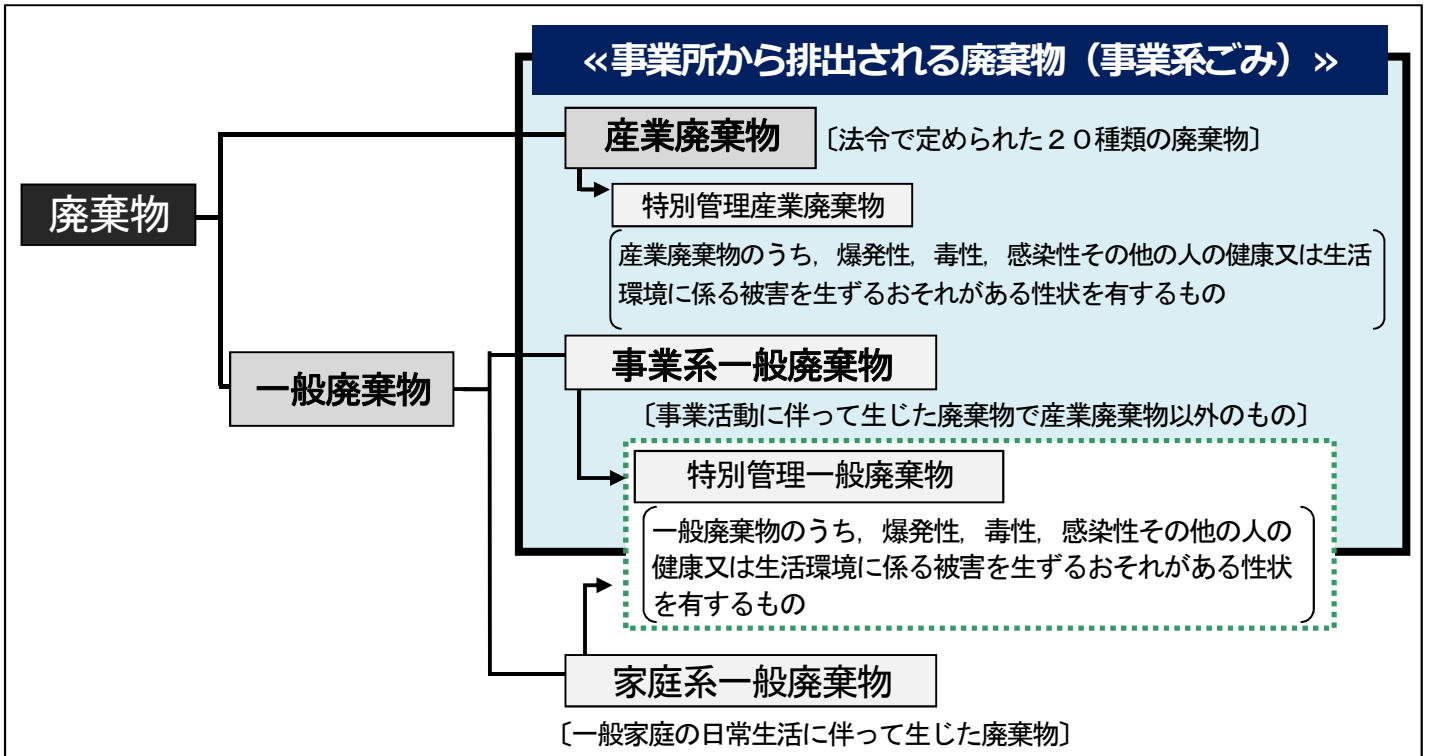
事業所から排出される廃棄物（事業系ごみ）とは、法人・個人・営利団体・非営利団体などが行う会社・工場・商店・飲食店・事務所・学校・病院などの事業活動により排出されるごみの全てを指します。

**事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。** 事業系ごみを適正に処理するために、次の事項に注意してください。

#### (1) ごみの分別

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

##### 【廃棄物の区分】



#### ◆産業廃棄物とは◆

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、法令で定める20種類の廃棄物を指します。

産業廃棄物においては、その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は排出事業者が負わなくてはなりません。

##### 【産業廃棄物の種類】

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩銧さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する事業が限定されるもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動物系固形不要物 ⑰動植物性残さ ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳汚泥等のコンクリート固化物など、上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの	

※ ただし、宇都宮市では、従業員等の飲食などに伴うもの、または、製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するものについては、事業系一般廃棄物として処理することもできますので、市の分別ルールに従って適正に分別し、資源化に御協力ください。

(⇒詳しくは5ページを御覧ください。)

◆事業系一般廃棄物とは◆

事業所から排出される廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

宇都宮市が受入する事業系廃棄物

(1) 廃棄物処理法で事業系一般廃棄物として定められているもの

区分	具体例	受入数量 (1日当たり)	備考
焼却ごみ	○感熱紙・カーボン紙等資源化できない紙類	※注意	受入数量の制限については、 収集運搬許可業者を含む 全ての事業者が対象です。
	○生ごみ（水をきること）、草木類など		
	○雑巾・ふきん等の繊維くずなど		
可燃性粗大ごみ (長さ2.5mまで)	○剪定枝（直径10cm、長さ2.5mまで）	2t車2台まで	
	○木製の家具類など		
資源物	新聞紙	※注意	
	雑誌、 その他の紙		
	○週刊誌、書籍など		
	○メモ用紙、封筒、ティッシュ箱など資源化できる紙		
	○段ボール（中が波状の紙）		
	○作業服、タオルなど資源化できる布類		
紙パック	○牛乳・ジュース等の紙パック容器		

(2) 原則として産業廃棄物であるが、本市では事業系一般廃棄物とみなすもの

区分	具体例、【 】は産業廃棄物対象名	受入数量 (1日当たり)	備考
焼却ごみ	○ボールペン、マーカー、消しゴムなどの事務用品 【廃プラスチック類、ゴムくずなど】	45ℓ袋1袋まで ただし、 <b>蛍光灯：10本まで</b> <b>乾電池：5kgまで</b>	事業系一般廃棄物と 見なすものは、 従業員等の飲食などに 伴うもの（生活系廃棄物） または、 製造・流通・販売等の 本来業務以外で臨時的に 発生するものに限ります。  受入数量の制限については、 収集運搬許可業者を含む 全ての事業者が対象です。
不燃ごみ	○飲料用びん・缶類の金属のふた、クリップ類など【金属くず】 ○コップ、湯呑み、皿など【ガラス・陶磁器】		
危険ごみ	○蛍光灯、乾電池、スプレー缶など【ガラス・金属くず】		
不燃性粗大ごみ	○電子レンジなどの家電製品【ガラス・金属くず】	軽トラック1台まで	
	○事務机、椅子【金属くず】		
資源物	びん缶類	※注意	
	ペットボトル		
	白色トレイ		
	プラスチック製 容器包装		

【※注意】

- ・受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化及び資源化に努めてください。
- ・白色トレイ、プラスチック製容器包装については、洗浄等により汚れが付着していない資源化が可能な状態で搬入してください。洗浄や分別が不十分で資源化が不可能なものは、焼却ごみとしても受け入れられませんので、**産業廃棄物として適正**に処理してください。  
※汚れを落とせないもの（以下の3種類）に限って一般廃棄物（焼却ごみ）として排出することもできます。

①小袋類：市販の弁当などに付いている醤油など ②チューブ類：マヨネーズなど ③色素が残るカップ麺の容器：キムチ味など

宇都宮市では受け入れない廃棄物

■産業廃棄物

上記(2)の品目を除き、法や法令で定められた20種類です。産業廃棄物処理の許可業者に依頼し、適正に処理してください。特に次の産業廃棄物は注意してください。

- 住居等の新築・解体に伴い排出される木材、畳等
- 製造や流通などの事業活動に伴い恒常的に排出される廃プラスチック類  
⇒梱包用ビニール、発砲スチロール、PPバンド、プラスチック製品、プラスチックの型枠など
- 製造や流通などの事業活動に伴い排出される金属くず  
⇒ボルト・ナット、鉄パイプなど

■適正処理困難物

- 大型コピー機、スプリング入りソファ類、コンクリート製品、タイヤ、金庫、消火器など

■リサイクル法対象品目（リサイクルルートが確立されているもの）

- テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車、オートバイ

## (2) 保管場所

事業所から排出される廃棄物については、処理施設など他の場所に運搬されるまでの間、事業所内において保管基準を遵守して適正に保管してください。

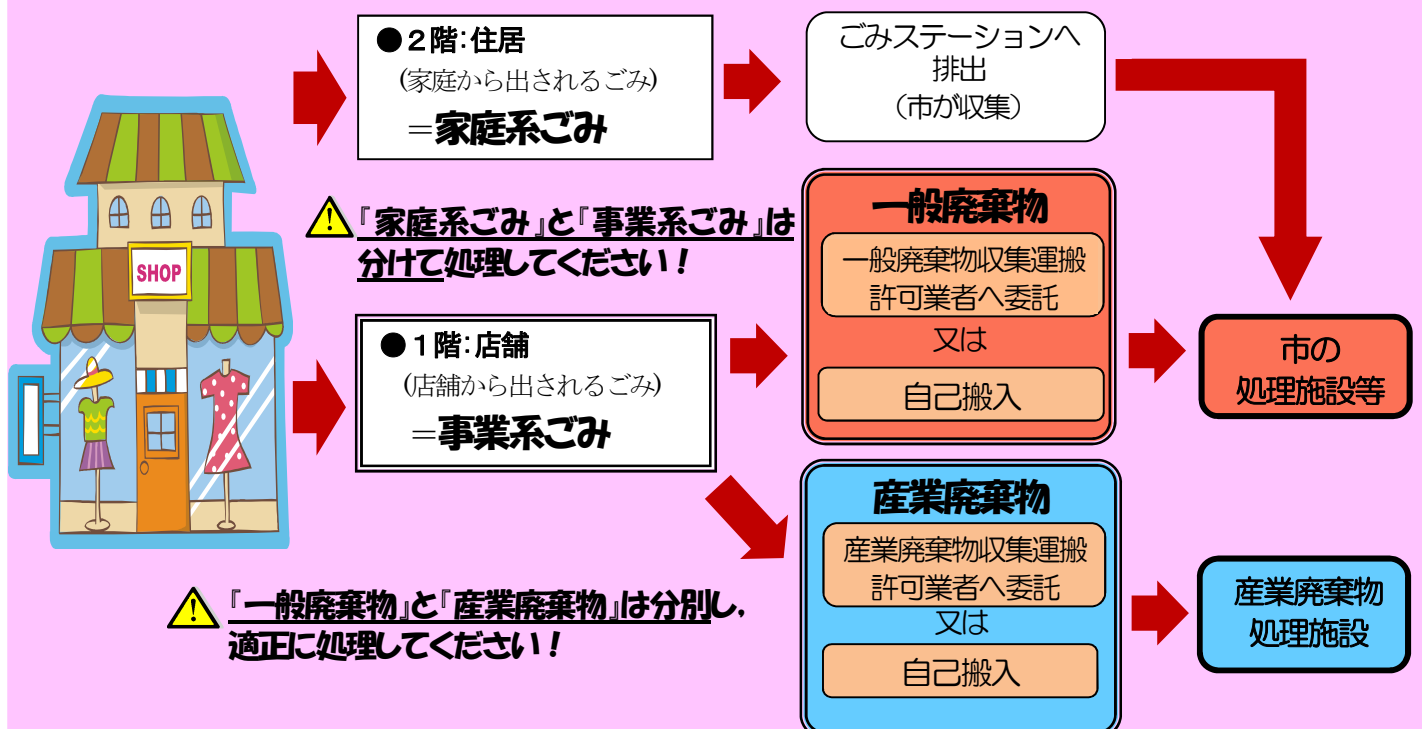
廃棄物の種類	注意点
産業廃棄物 (法令で定める20種類の廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</li> <li>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項】</li> <li>※ 詳細：【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条】参照</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>
事業系一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を十分に収納し、種類に応じた適切な保管ができること。</li> <li>廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。</li> <li>悪臭の発生の防止等生活環境上の保全措置がとられていること。</li> <li>※ 廃棄物を屋外で保管する場合は、近隣に迷惑がかからないよう、飛散、流出、悪臭等に注意すること。</li> <li>【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の2、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の2】</li> </ul>

## (3) 処理方法

事業系ごみは、**たとえ少量であっても、資源物であってもごみステーションに出すことはできません。**

店舗付き住宅の場合には、家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）と店舗から出されるごみ（事業系ごみ）に分けて、適正な処理をお願いします。

### 【店舗付き住宅の場合のごみ適正処理方法】



◆産業廃棄物の処理方法◆

事業者は、自ら排出した産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。事業者が自社処理する場合は、「産業廃棄物処理基準」を、処理を委託する場合は「産業廃棄物処理委託基準」をそれぞれ遵守してください。

なお、産業廃棄物の処理を委託する場合には、「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと別個に委託契約を書面で交わす必要があります。（収集運搬と処分を同一業者に委託する場合は、1つの契約書でも構いません。）

委託契約書に含まれていなければならない事項

必要事項	委託の種類	
	収集・運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類・数量	○	○
運搬の最終目的地の所在地	○	/
処分・再生場所の所在地, 処分・再生の方法, 処分・再生施設の能力	/	○
最終処分の所在地, 最終処分の方法, 最終処分施設の処理能力	/	○
委託契約の有効期間（開始年月日と終了年月日）	○	○
委託者が受託者に支払う料金	○	○
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	○	○
積替え保管に関する情報	○	/
適正処理のために必要な情報	○	○
契約期間中に産業廃棄物に係る情報に変更があった場合の伝達方法	○	○
受託業務終了時の委託者への報告方法	○	○
契約解除時の未処理廃棄物の取扱い	○	○

広告

広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。  
 なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。



### 委託契約の注意事項

- ・ 委託契約書には、処理業者の許可証の写しを添付する必要があります。当該許可証に委託する廃棄物の品目が記載されていることを確認してください。
- ・ 許可を有していない者に廃棄物の処理を委託してはいけません。違反した場合は排出事業者も罰則の対象となりますので、御注意ください。

### 優良産廃処理業者認定制度

- ・ 遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しているなど、通常よりも厳しい基準をクリアした処理業者を都道府県や政令市が認定するものです。処理業者選定の御参考までに御覧ください。
- ・ 詳しくは、下記ホームページを御覧ください。

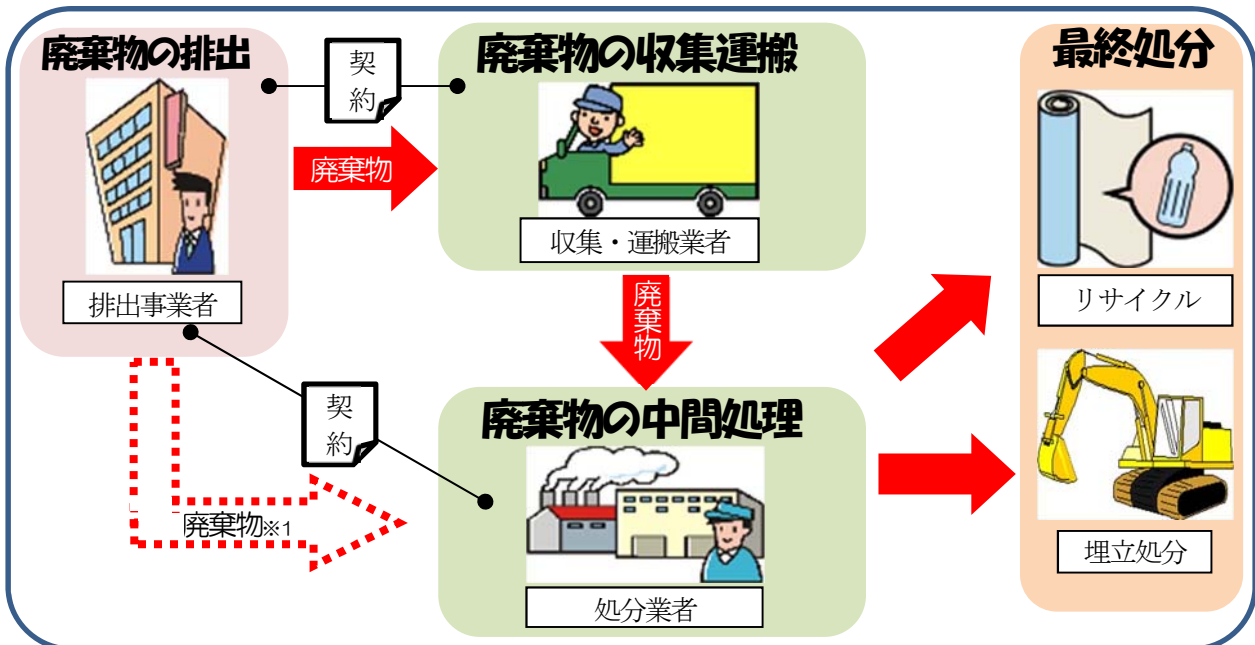
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005041.html>



### 処理業者のお問い合わせ先

(公社) 栃木県産業資源循環協会 ☎ 028 (612) 8016

### ○委託契約と産業廃棄物の流れ



※1 = 中間処理施設に直接持ち込む場合の廃棄物の流れ

広告

## 分別、再資源化の推進等 適正処理をご提案

産業廃棄物      事業系一般廃棄物      家庭系一般廃棄物      一般貨物運送      公共委託

**株式会社マジック・ワーク**      ☎ 0120-530-819

本社 〒321-0921 栃木県宇都宮市瑞穂3-9-16      ULR <https://magic-work.jp>

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。  
なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者は、自ら排出した産業廃棄物が、不法投棄などの不適正な処理がされないよう、マニフェストを交付し、収集・運搬業者又は処分業者に委託した当該産業廃棄物の処理の流れを自ら把握しなければなりません。

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票**

交付年月日	交付年月日を記入	交付番号	1234567890 1	整理番号		交付担当者 氏名	宇都宮 太郎
排出業者 (事業者)	氏名又は名称	(株)〇〇建設		名称	〇〇ビル解体工事		
	住所 〒	000-0000	電話番号 000-000-0000	所在地 〒	000-0000	電話番号 000-000-0000	
		宇都宮市〇〇1-12-123				宇都宮市〇〇1-2-3	
産業廃棄物	種類(普通産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷役	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	8 t	脱着口/計	
	<input type="checkbox"/> 0250 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 金属汚泥(有害)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)		建設混合廃棄物	
	<input type="checkbox"/> 0300 漆油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0400 炭酸	<input type="checkbox"/> 1500 かびくず	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 炭酸(有害)	有害物質等		
	<input type="checkbox"/> 0500 珪アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 珪アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 珪アルカリ(有害)	処分方法		
	<input type="checkbox"/> 0600 厚プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 珪アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	破碎・選別		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通達欄		
	<input type="checkbox"/> 0800 水くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 家畜系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等				
<input type="checkbox"/> 1000 動物性残渣		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)					
中間処理業者 産業廃棄物	この欄は2次マニフェストの時に使用する						
最終処分 の場所	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬委託 業者	氏名又は名称	(株)産廃運輸		名称	(株)中間処理破碎処理場		
	住所 〒	000-0000	電話番号 000-000-0000	住所 〒	000-0000	電話番号 000-000-0000	
	宇都宮市〇〇1-2-3			栃木県△△市〇〇3-1			
処分委託 業者	氏名又は名称	(株)中間処理		住所 〒	000-0000	電話番号 000-000-0000	
	宇都宮市〇〇1-1						
運搬の委託 先	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)						
処分委託 先	委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)						
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)						

ここまで記入

実際に交付する担当者氏名を記載

見込み量で可

具体的に記載

中間処理業者が、その処理残さを処理する場合に記入

埋立処分場、再生処理場等を記載。記載しきれないときは「委託契約書記載のとおり」にチェック

## 便利な電子マニフェスト

マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があります。電子マニフェストは、紙マニフェストと比べ、事務作業の効率化など多くのメリットがあります。是非、導入について御検討ください。

### 事務作業の効率化

- ・ パソコンやスマートフォン、タブレットから簡単に登録・報告ができます。
- ・ 電子データで保存されるため、マニフェストの保存が不要です。
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の都道府県知事又は政令市長への提出が不要です。

### 法令の遵守

- ・ マニフェストの誤記・記載漏れを防止できます。
- ・ 処理終了確認期限が自動的に通知されるため、確認漏れを防止できます。

### データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止できます。
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存します。

### お問い合わせ先

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)

電子マニフェストセンター ☎0800-800-9023

## マニフェストの流れ

- (1) 排出事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、収集運搬業者①にA～E票を交付する。
- (2) 収集運搬業者①は、『氏名又は名称』及び『運搬担当者名』を記載し、A票を排出事業者に渡す。
- (3) 収集運搬業者①は、運搬終了後、『運搬終了年月日』を記載し、中間処理業者にB1～E票を回付する。
- (4) 中間処理業者は、『氏名又は名称』及び『処分担当者名』を記載し、B1票、B2票を収集運搬業者①に渡す。
- (5) 収集運搬業者①は、B2票を排出事業者に返送する。

【運搬終了後10日以内・1次マニフェスト交付後90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内】

- (6) 中間処理業者は、中間処理終了後、『処分終了年月日』を記載し、C2票を収集運搬業者①に、D票を排出事業者に返送する。

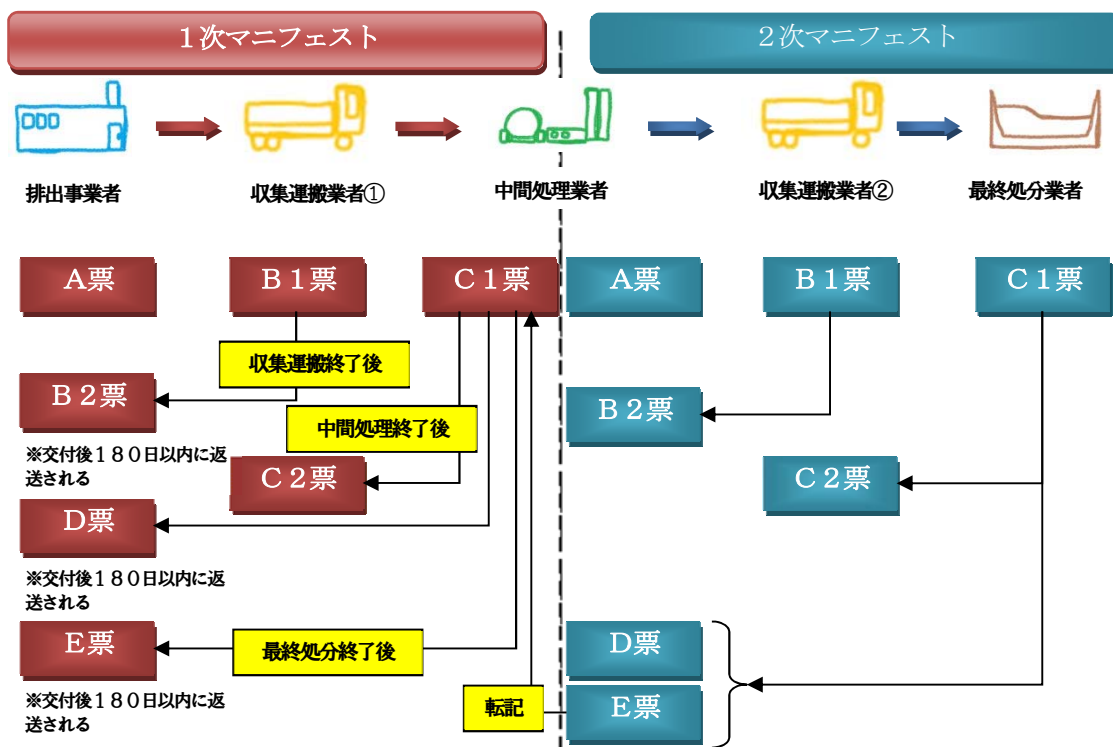
【処分終了後10日以内・1次マニフェスト交付後90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内】

- (7) 中間処理業者は、排出事業者として2次マニフェストを収集運搬業者②に交付する（手順は（1）～（5）と同様）。
- (8) 最終処分業者は、最終処分終了後、必要事項を記載し、C2票を収集運搬業者②に、D、E票を中間処理業者に返送する。

【処分終了後10日以内・2次マニフェスト交付後90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内】

- (9) 中間処理業者は、『最終処分が終了した旨』、『最終処分を行った場所の所在地』及び『最終処分終了年月日』を1次マニフェストのC1票、E票に転記し、E票を排出事業者に返送する。

【2次マニフェストE票受領後10日以内・1次マニフェスト交付後180日以内】



広告

## 広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。  
 なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。

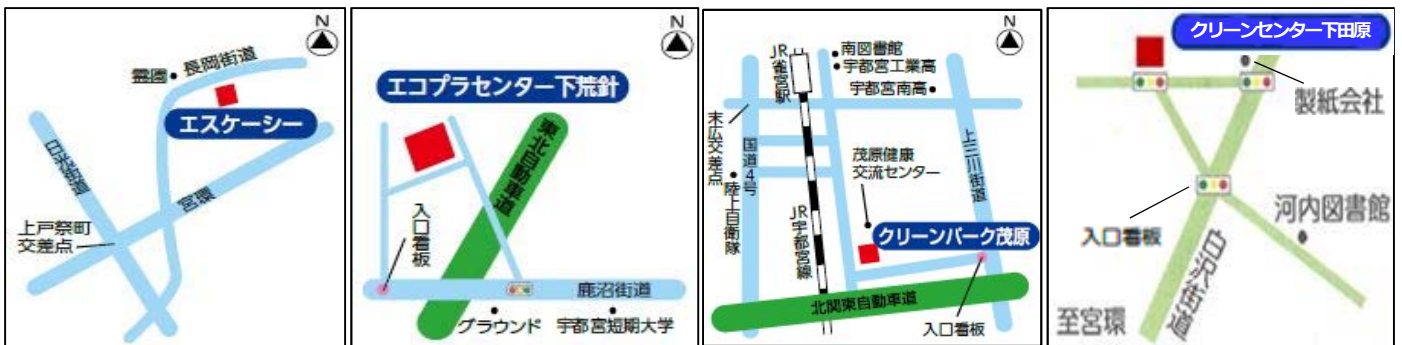
◆事業系一般廃棄物の処理方法◆

事業系一般廃棄物は、事業者自らが、市の処理施設等へ搬入するか、宇都宮市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

事業系一般廃棄物を搬入できる市の処理施設

種類	廃棄物が出る場所	搬入場所	住所	電話番号	手数料
再生利用等が可能な紙類及び布類	宇都宮市	㈱エスケーシー	宇都宮市 長岡町 413 - 1	028 (621)6221	37 円
プラスチック製容器包装、白色トレイ	宇都宮市、 上三川町	エコプラセンター 下荒針	宇都宮市 下荒針町 2678 - 176	028 (648)4631	226 円
焼却、危険、不燃ごみ、 ペットボトル、 びん・缶類	宇都宮市、 上三川町	クリーンパーク 茂原	宇都宮市 茂原町 777 - 1	028 (654)0018	226 円
焼却ごみ、 可燃性粗大ごみ	宇都宮市	クリーンセンター 下田原	宇都宮市 下田原町 3435	028 (672)1997	226 円

- (注) ・ 「廃棄物が出る場所」以外の地域のごみは受け入れません。  
 ・ 手数料は、10キログラム当たり(10キログラム未満は10キログラムとみなす、税込)です。合計額の10円未満の端数は切り捨てます。  
 ・ 可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみについては、数量制限はありますがクリーンパーク茂原で受入可能です。




処理業者のお問い合わせ先

「一般廃棄物収集運搬業許可業者」及び「一般廃棄物処分業者」の名簿は、下記ホームページに掲載しています。


一般廃棄物収集運搬業許可業者

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gomi/jigyousho/1005009.html>



一般廃棄物処分業者

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gomi/jigyousho/1005010.html>



こんな処理方法もあります!!

栃木県飲食業生活衛生同業組合では、組合員を対象にごみの共同排出事業を実施しています。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 栃木県飲食業生活衛生同業組合・・・☎028(625)5003

## 広告掲載欄

## 広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。  
なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。

## 広告掲載欄

## 広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。  
なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。

## 4 市への報告書類について

### 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、毎年6月30日までに前年度のマニフェストの交付状況に関して報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。  
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項】

詳しくは市HP



### 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書等

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、計画年度の6月30日までに市長に報告しなければなりません。また、計画の実施については、翌年度の6月30日までに報告しなければなりません。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項・10項、第12条の2第10項・11項】

詳しくは市HP



### 事業系一般廃棄物減量等計画書

事業用の建築物で大規模なもの（特定建築物、大規模小売店舗、事業系一般廃棄物を年間50t以上排出する建築物）の所有者等は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量を推進するため、計画書を年度ごとに作成し、当該年度の5月31日までに提出しなければなりません。

【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の4第1項】

【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の4】

詳しくは市HP



### 廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

事業用の建築物で大規模なもの（特定建築物、大規模小売店舗、事業系一般廃棄物を年間50t以上排出する建築物）の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行うため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届出しなければなりません。

【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の5】

また、廃棄物管理責任者の選任及び変更の届出は、選任又は変更のあった日から30日以内に届出の必要があります。

【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の5第2項】

詳しくは市HP



### 事業系一般廃棄物減量等計画書記載事項変更届出書

事業用の建築物で大規模なもの（特定建築物、大規模小売店舗、事業系一般廃棄物を年間50t以上排出する建築物）の所有者等は、減量等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届出なければなりません。

【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の4第2項】

詳しくは市HP





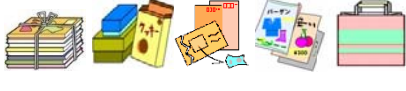


### 《改善勧告等》

事業系一般廃棄物の減量等計画書が未提出である場合、減量等計画書に記載した事項に変更があったにもかかわらず届出がされていない場合、廃棄物管理責任者の届出がされていない場合、廃棄物管理責任者を変更したにもかかわらず変更届出がされていない場合には、宇都宮市から改善勧告が行われます。改善勧告に従わず、廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする場合、受入れを拒否します。



【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の6】【宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項】

# 5 事業系ごみの分け方

**産廃**:産業廃棄物, **一廃**:事業系一般廃棄物

区分	ごみの種類(一例)	主な業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
紙くず	ダンボール, 壁紙, パルプ, 紙, 紙加工品, 板紙, 書籍, 新聞紙等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る), 製本業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 新聞業(印刷発行を行うものに限る), 出版業(印刷出版を行うものに限る), 印刷物加工業	●	
	ダンボール	上記以外の全事業所 		● 【ダンボール】
	新聞紙, 折込チラシ			● 【新聞】
	雑誌, カタログ, コピー用紙, 空箱, 封筒, トイレトペーパーの芯, チラシ, 紙袋等			● 【雑誌・その他の紙】
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器 レシート, 紙コップ, 感熱紙, カーボン紙, シール及び台紙等 ※汚れや臭い, 防水加工等により資源化できない紙類			● 【紙パック】
木くず	型枠, 足場材, 木造解体材, 伐採材, 建具工事等の残材, 残材(板切れ), チップ, おがくず, 木製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る), 木材・木製品製造業(家具製造業含む), パルプ製造業, 輸入木材の卸売業, 物品賃貸業から生じた木くず・木製家具等	●	
	残材(板切れ), チップ, おがくず, 木製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	上記以外の全事業所 		●※1 【焼却ごみ】 【可燃性粗大】
	木製パレット(パレットへの貨物の積付けのために用いたこん包用の木材を含む)	全事業所	●	
	街路樹や庭木のせん定枝等	全事業所		●※2 【焼却ごみ】
繊維くず	ウエス, 縄, ロープ類等 ※木綿くず, 羊毛くず等の天然繊維くずに限る	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る), 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)	●	
	作業着, シャツ, タオル等	上記以外の全事業所 		●※3 【布類】
	ウエス, 縄, ロープ類, 皮製品, 綿や羽毛の入った製品(布団・座布団等)等			●※3 【焼却ごみ】
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場, 食鳥処理場等	●	
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係る不要物(あめかす, のりかす, 醸造かす, 魚・獣のあら等)	食品製造業, 飲料・飼料製造業, 医薬品製造業, 香料製造業	●	
	生ごみ(魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し等), 賞味期限切れ等の製品くず等	上記以外の全事業所		● 【焼却ごみ】
動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業(酪農業, 肉用牛生産業, 養豚業, 養鶏業, 畜産類似業, 養蚕農業等)	●	
		上記以外の全事業所		● 【焼却ごみ】



区分	ごみの種類（一例）	主な業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
動物の死体	動物の死体	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業等）	●	
		上記以外の全事業所		●※4
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす（焼却灰）等	全事業所	●	
	たばこの灰、吸い殻等	全事業所		● 【焼却ごみ】
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥等	全事業所	●	
廃油	天ぷら油やグリス等 ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	●	
廃酸	写真定着液等の全ての酸性廃液	全事業所	●	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液等の全てのアルカリ性廃液	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは「産廃（廃プラスチック類）」）	全事業所	●	
鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かす等	全事業所	●	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所	●	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	●	
廃プラスチック類（注）	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発泡スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包（ビニール袋、おしぼりの袋・貨幣の梱包等）、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニール等 ※合成樹脂・合成ゴムくず等の合成高分子化合物を含むもの	全事業所 	●※5	
金属くず（注）	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の手機・椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くず等	全事業所	●※5	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず（注）	飲料用のびん、ガラス製品（皿・コップ・蛍光灯・電球・調味料の容器等）、陶磁器類（湯呑み・植木鉢等）、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所 	●※5	
<p>（注）原則として産業廃棄物であるが、下記の基準を満たしている場合、事業系一般廃棄物としても市の清掃工場にて受け入れることが可能。</p> <p>         ≪基準≫         <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の飲食などに伴うもの</li> <li>・製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するもの</li> </ul> </p> <p>※5ページ「原則として産業廃棄物であるが、本市では事業系一般廃棄物とみなすもの」をご覧ください。</p>				
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			●	

※1 可燃性粗大ごみ = 長さ50cm以上2.5m以下、100kg以下。〔1日当たり2t車2台まで〕

※2 剪定枝 = 直径10cm、長さ2.5mまで〔1日当たり2t車2台まで〕

※3 衣類 = 合成繊維は産業廃棄物（廃プラスチック類）

※4 処理方法は、ごみ減量課（☎028-632-2414）にお問い合わせください。

※5 利用客用のごみ箱内の廃棄物についても分別徹底し、産業廃棄物として適正処理に努めてください。  
（プラスチック製の弁当容器等=「廃プラスチック類」、ジュース等のびん・缶等=「ガラスくず」・「金属くず」）

# 事業系ごみの分け方が上手くなる5つのステップ！！

## STEP 1. 排出される廃棄物を把握する

まず、事業所からどのようなごみが出るのかを把握しましょう。



## STEP 2. 産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分ける

出されるごみが産業廃棄物なのか、事業系一般廃棄物なのかを区別しましょう。



## STEP 3. 分別しやすい環境をつくる

ごみの種類ごと（焼却ごみ、その他の紙など）のごみ箱を設置します。排出される具体的なごみを掲示すると分かりやすくなります。

また、作業場等の状況を考慮して、ごみを出しやすくなるような工夫があると、さらに分別しやすくなります。

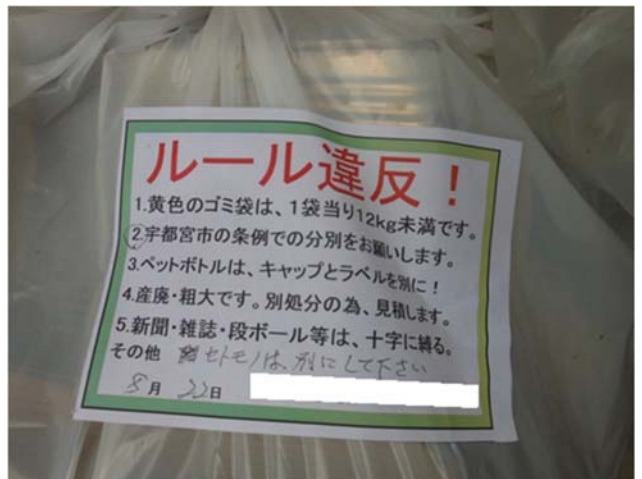
## STEP 4. 集積所をごみの種類ごとに区分けする

集積所内をごみの種類ごとに区分けした上で、看板などでごみの種類を明示し、どこに何を保管するのかを明確にしましょう。明確化することで、収集する委託業者に、間違って運搬されてしまうことを防ぐことができます。



## STEP 5. 収集運搬の委託業者にアドバイスを受ける

委託業者のアドバイスを受けることで、より排出しやすい環境を整えることや、分別がわかりやすくなるような工夫をすることが可能となります。



**ルール違反！**

1. 黄色のゴミ袋は、1袋当り12kg未満です。
2. 宇都宮市の条例での分別をお願いします。
3. ペットボトルは、キャップとラベルを別に！
4. 産廃・粗大です。別処分の為、見直し。
5. 新聞・雑誌・段ボール等は、十字に縛る。

その他 燃やさない物も別にしてください

8月 20日

## 6 事業系ごみの減量化・資源化

### 家電4品目のリサイクル



**⚠ 専ら業務用として製造・販売されているものは家電リサイクル法の対象外になるため、産業廃棄物として適正に処理してください。**

家庭用として製造・販売されている家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法に基づいた処分が必要となります。（市では収集していません。）

家庭用機器を業務用として使用していた場合には家電リサイクル法の対象となりますので、小売店等に依頼するか、指定持ち込み場所にお持ち込みください。

#### 処理方法

① 買い替えをするお店や過去にその製品を購入したお店に依頼  
詳しくは小売店等に御確認ください。

② 自社で手続き

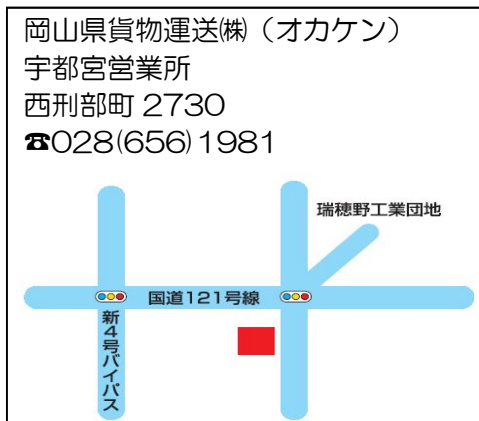
廃棄する家電のメーカー名や大きさ（型、ℓ）、リサイクル料金を事前に調べてから郵便局に行き、家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込んでください。

（別途、振り込み手数料が必要です。詳細は郵便局にて御確認ください。）家電リサイクル券を廃棄する家電に貼り付け、下記の持ち込み場所にお持ち込みください。

※ 家電リサイクル料金はメーカーにより異なります。詳しくは下記の家電リサイクル券センターに御確認ください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

☎0120-319-640 URL : <https://www.rkc.aeha.or.jp/>



### パソコンのリサイクル



パソコンはパソコンリサイクル法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられており、市の処理施設では受け入れておりません。

#### 処理方法

① メーカーが分かっているパソコン

メーカーの問い合わせ窓口にて処理方法やリサイクル料金等を確認してください。

② 自作のパソコンやメーカーが存在しないパソコンの場合

産業廃棄物として適正に処理してください。⇒詳しくは7、8ページを御覧ください。

※ 詳しくは、一般社団法人 パソコン3R推進協会のホームページを御確認ください。

一般社団法人 パソコン3R推進協会

☎03(5282)7685

URL : <https://www.pc3r.jp/>



# 食品関連事業者の皆様へ

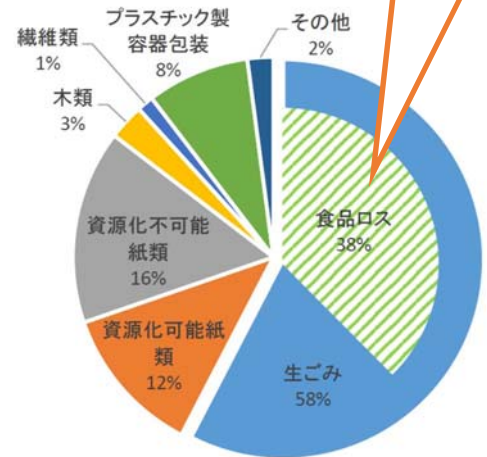
食品ロスの削減に御協力ください

生ごみ全体のうち、  
約65%が食品ロス！

## 事業系食品ロスの現状

本市の事業系焼却ごみ（一般廃棄物）の組成を調査した結果、生ごみが全体の約58%であり、このうち食品ロスが約65%を占めていました。

国では、2000年度比で2030年度までに製造から消費段階における食品ロスの量を半減させることを目標としています！



H28年度事業系一般廃棄物組成分析調査結果（宇都宮市）

## 取組のポイント

食品ロスを減らすための優先順位

- 1 発生抑制
- 2 再生利用
- 3 熱回収
- 4 減量化

Let's try!

例えば…

- ・食品への感謝の心
- ・適正量の原材料調達
- ・未使用材料の有効利用
- ・不良品発生削減
- ・飼料、肥料などへの再生利用
- ・脱水、乾燥などによる減量化
- ・フードバンクの活用

## 取組例の紹介

食品リサイクル法について  
（農林水産省）



例を参考に、貴事業所でも積極的な取り組みをお願いいたします。

### <小売店での取組例>

- 商品のぼら売り、量り売りや、少量パック商品の販売
- 商品の手前取りの推奨や、見切り品の割引
- 規格外・訳あり食品などの販売を実施
- フードドライブの取組の実施
- 堆肥化施設における食品廃棄物の資源化

## 事業所における取組

排出事業者（事務所、工場、店舗等で事業を行う多くの事業者が対象）は、国の法律によって、プラスチックの資源循環の促進のため、積極的な**プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等**が求められています。

【例】一般的なオフィスにおけるプラスチック使用製品



## 取組のポイント

1 排出抑制

2 適切な分別

3 再資源化

4 熱回収

Let's try!

例えば…

- ・簡易包装の実施
- ・マイバック・マイボトルの使用
- ・再資源化事業者への処理委託
- ・熱回収を行う処理事業者への委託



プラ新法について(環境省)

詳しくは、環境省HPを御覧ください



## 取組例の紹介

例を参考に、貴事業所でも積極的な取り組みをお願いいたします。

### <小売店での取組例>

- マイバック等のPRや利用者へのポイント制度の導入などによるレジ袋の削減
- リニューアブル(再生可能な資源の活用)の実施(レジ袋やプラスチック製のスプーン等に替えて、紙やバイオプラスチックなど、再生可能な資源を使用した製品を渡す等)
- 従業員に対するマイボトル・マイ箸等の利用を促進

## STEP 1 減量化に努めましょう！

### 電子媒体等によるペーパーレス化

電子データを活用して、紙の使用を減らしましょう

### 裏紙の利用

広告紙などをメモ用紙として活用しましょう

### 両面印刷や 2in1 印刷の迎行

複数ページの印刷やコピーには、両面印刷機能などを活用しましょう

### 文書の一元化

連絡文書などは回覧や掲示することで作成部数を減らしましょう

## STEP 2 分別を徹底しましょう！

### ○資源化できる紙

※本市家庭ごみの分別例

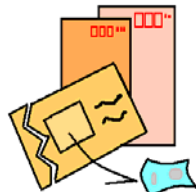
焼却ごみに入れないで！



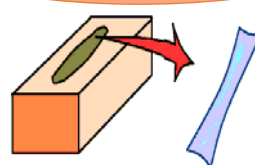
●お菓子や食品が入っていた箱



●郵便で届くチラシ



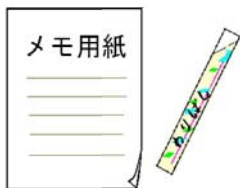
●封筒  
※フィルムはとる



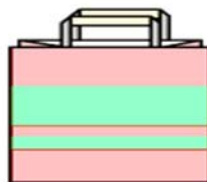
●ティッシュの箱  
※フィルムはとる



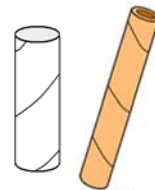
●包装紙



●メモ用紙や箸袋



●紙袋



●トイレトペーパーやラップの芯

## STEP 3 資源化しましょう！

分別した古紙は、資源化業者に委託して資源化しましょう。

### ■資源化できる紙類を搬入できる市の処理施設

搬入場所	住所	電話番号
(株)エスケーシー	宇都宮市長岡町 413-1	028-621-6221

- ・資源化できる紙の種類や出し方については、搬出先の製紙会社によって異なります。
- ・分別や出し方については、収集運搬業者又は搬出先の製紙会社等に必ず確認してください。

## 7 適正処理の取組事例

### (1) 分別に関する取組

事業系ごみと家庭系ごみでは、分別のルールが異なります。事業系ごみを家庭系ごみのルールで分別されないようにするため、従業員が分別しやすい環境作りが必要です。

#### ケース1 従業員へ分別ルールの周知が必要な事業所向け



#### 【ごみ箱のふたに注意書き】

ごみ箱にごみを入れる際、一旦手を止めて、その分別が正しいかどうかを考えさせるような工夫が、ごみ箱に施されています。

事業系ごみのルールを従業員が業務作業の一環として、体で覚えることができます。

[写真]

MEGA ドン・キホーテ ラパーク宇都宮店 様

#### ケース2 より分別精度の向上につなげたい事業所向け



#### 【種類ごとに色が異なる袋を利用】

ごみ箱にごみを入れる際、同じようなごみ箱がいくつも置かれていると分かりにくいですが、色で識別できるようにすることにより、一目で何ごみのごみ箱かがわかります。

それぞれのごみ箱へ異なるごみが混入することを防止し、スムーズかつ精度の高い分別の実現が期待できます。

[写真]

(株)コジマ コジマ×ビックカメラ駒生店 様

### (2) スペースを有効活用する取組

事業所内の限られた場所で、ごみのための場所を確保することに悩まれている方は多いかと思います。スペースを有効的に活用して、ごみの適正処理に向けた環境を整えてください。

#### ケース3 ごみ箱の設置スペースが狭い事業所向け



#### 【1つのごみ箱に複数の袋を設置】

1つのカートにごみ袋を複数設置し、限られたスペースの中でごみ箱の数が増えないようにしています。

分別の徹底に必要なごみ箱の設置スペースを小さくすることができます。

[写真]

スーパーオータニ 雀宮店 様

#### ケース4 集積所のスペースが狭い事業所向け



#### 【ごみ袋に情報を記入】

各事業所における必要な情報（テナント名やごみの種類等）をごみ袋に記入することで、区分けなどのスペースを取る必要がなくなります。

従業員だけでなく、収集業者にも分かりやすいため、限られたスペースを有効活用することができます。

#### [写真]

市内の事業所の取組を本市が再現

#### (3) 分別を徹底し、経費を抑える取組

分別を徹底し、資源物（有価物）として排出することにより、焼却ごみの処理費用を低減させるとともに、環境負荷を軽減することができます。

#### ケース5 従業員に廃棄物処理費用のコスト意識を高めてもらいたい事業所向け



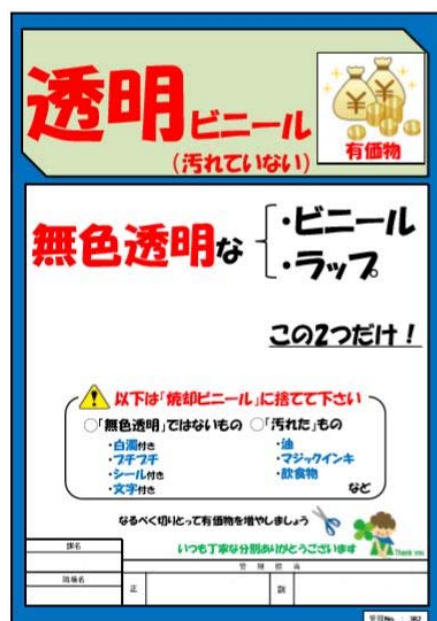
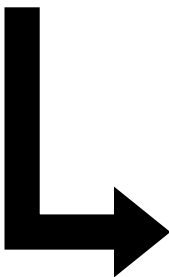
#### 【処理費用に関する掲示物】

従業員に処理費用の現状を周知することで、1人1人の適正な分別が、環境の悪化を防ぐとともに、経費削減につながっていることを把握してもらいます。

「有価物を捨ててしまうなんてもったいない」という意識を事業所全体で持つようになることが期待できます。

#### [写真]

(株)クボタ 宇都宮工場 様





## ■事業所でのフードドライブを実施してみませんか？

### ●フードドライブとは

家庭で余っている食品を職場等に持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや地域の福祉団体、施設等に寄贈する活動です。

御協力いただける事業者様は、宇都宮市ごみ減量課まで御連絡ください。

#### 【市で受け入れられる食品の条件】

- ・賞味期限が明記されており、賞味期限まで **2か月以上ある** もの
- ・未開封のもの ・生鮮食品以外のもの（例：玄米，乾麺，缶詰，

#### 【市で受け入れられない食品】

- ・破損で中身が出ているもの
- ・冷蔵，冷凍のもの ・乳製品や酒類

レトルト食品など）

市フードドライブ事業



ページ ID:1021295

## ■エコショップ・エコレストラン認定店になりませんか？

### ●エコショップ等認定制度とは？

宇都宮市では、3R（ごみの発生抑制・再使用・リサイクル活動）の推進や食品ロス削減，プラスチックごみの削減に積極的に取り組む小売店舗や飲食店等を「エコショップ」，「エコレストラン」として認定しています。

#### メリット① ✓お店を紹介します！

認定店は、市ホームページに店舗名・所在地・取り組み内容を掲載するほか、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」でお店の場所を紹介します。

#### メリット② ✓企業のイメージアップ！

SDGsなどの環境問題への関心が高まるなか、企業価値があがります。

#### メリット③ ✓認定証・ステッカーがもらえる！

認定店には、認定証とステッカーが配布されます。

市エコショップ等認定制度



ページ ID:1005133

お問い合わせ先：ごみ減量課

## ■脱炭素に関する補助制度などの情報について

事業所様向けの脱炭素に関する補助制度などについては、本市HPを御覧ください。

脱炭素に関する補助制度など



お問い合わせ先：環境創造課

ページ ID:1005257

古い工場やビルなどをお持ちの皆様へ



# 電気機器の確認、 あなたは大丈夫ですか？

PCB（※）を含む製品や廃棄物は、法律で定める期限までに所有者が処分することが義務づけられています。

## ※PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

電気絶縁性に優れているため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されましたが、人体に有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用は禁止されています。

## PCB 汚染の可能性のある電気機器

PCB汚染の可能性のある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。



### 判別方法

- ◆変圧器等⇒平成5年（1993年）以前に製造されたもの。ただし、絶縁油入替等を実施した場合には平成5年（1993年）以降のものでも汚染されている可能性があります。
- ◆コンデンサー⇒平成2年（1990年）以前に製造されたもの。

## 処分期限

低濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサーなど	令和9（2027）年3月31日まで
-----------	--------------	-------------------

※ 高濃度PCB廃棄物の処分期限は終了しております。  
万が一、発見された場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

**●期限を過ぎると処分できません！  
PCBを含む電気機器がないか、今一度確認を！**

お問い合わせ先

環境部 環境保全課 ☎ 028（632）2420

## 広告掲載欄

広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。

なお、廃棄物の処理を業務委託する場合は、広告主が持つ許可の内容を必ず御確認ください。



### 事業系ごみの御相談・お問い合わせ先



●事業系廃棄物に関すること

宇都宮市 環境部 ごみ減量課 . . . . . ☎028 (632) 2414

●産業廃棄物の処理業者に関すること

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会 . . . . . ☎028 (612) 8016